

商工会は 行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～

商工会 ふくい

発行所／福井県商工会連合会

〒910-0004 福井市宝永4-9-14

TEL：0776-23-3624 FAX：0776-25-2157

年4回(2・5・8・11月)1日発行



CONTENTS

- P2～ 【特 集】
知事を囲む13商工会懇談会の開催
コロナ関連の主な追加経済対策
- P4～ 【税務・労務支援】
確定申告について税務署からのお知らせ
税務相談会の案内 他
- P8 【若手後継者等育成事業】
青年部、女性部セミナーを開催 他
- P9 【施策情報】
消費応援キャンペーン「ふく割」参加店募集のお知らせ
- P10 【県内景気動向】
中小企業景況調査、会員情報調査
- P11 【その他情報】
- P12 【会員事業所紹介】

刃物全般
研ぎ直し専門
洋包丁 両刃 割身
和包丁 出刃 刺身
ハサミ類
裁ちハサミ
彫定 植木ハサミ
刈込ハサミ
鎌 竹鉈 鉈
刈込バリカン
チェーンソー
草刈機刃
各種刃物修理

色丁・ハサミ・カマ等
も御持ち下さい
コピー紙・新聞紙が切
れるまで頂けます

HP hline.jp/yoshiken
郵便番号 916-0255
福井県丹生郡越前町江波25-55
FAX 0778-32-2511
携帯 090-8267-9486
向当義雄まで

<表紙写真>

研ヤ ヨシ研(とぎや よしけん)
代表 向当義雄さん

越前町商工会地区で刃物研ぎと門松製作を営む向当義雄さんにお話をうかがいました。詳しくはP12をご覧ください。

新型コロナ対策支援拡充等を知事に要望

令和2年10月30日（金）に、杉本達治福井県知事、県産業労働部長等の県幹部、各商工会会長等が出席し、「知事を囲む13商工会懇談会」を開催しました。

懇談会では、佐飛県連合会会長から「コロナ禍における小規模事業者に対する支援施策について」や「商工会の支援体制拡充について」など下記4項目を要望しました。

要望を受け、杉本知事は「コロナ禍の影響は長期にわたる。効果的な支援が継続できるよう、国への要請も含め県でも支援を検討していく。また、県内の商工会では伴走型支援を実施しており、補助金等の申請対応等で人手が足りないという実情も聞いている。相談員の増員等、今後も継続できるように検討していきたい。」と応じました。

その後、各商工会会長から、伝統工芸品の活用や地域インフラ整備など、地域の実情に即した要望が行われました。

県連合会から県への要望事項

1. コロナ禍における小規模事業者に対する支援施策について

- (1) 継続的な給付金による支援
- (2) 創業が厳しい環境の中における起業者への手厚い支援
- (3) 新しい生活様式に対応する取り組みに対する支援
- (4) 需要喚起・消費拡大のための支援

2. 商工会の支援体制拡充について

- (1) 商工会職員の増員

3. 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）に対する利子補給制度の継続について

- (1) マル経融資に対する利子補給制度の継続
- (2) 利子補給期間の延長
- (3) 利子補給事務手続の簡略化

4. 地域振興対策について

- (1) 新幹線駅から県内各地への二次交通網整備、各観光地への交通インフラ整備
- (2) 福井県ならではの観光資源を有効に活用した周遊観光・滞在型観光を促す観光ルートのさらなる充実



コロナ関連の主な追加経済対策

12月21日に閣議決定した主な追加経済対策の事業イメージは下記のとおりです。令和2年度第3次補正予算案の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。

中小企業生産性革命推進事業(特別枠の改編)

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資等を支援するため、令和2年度1次・2次補正で設けられた「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編。

	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠 補助上限・補助率
ものづくり補助金	1,000万・1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入費用	450万円・1/2	450万円・2/3

活用イメージ

ものづくり 補助金

持続化補助金

IT導入費用

	通常枠	低感染リスクビジネス枠
ものづくり補助金	・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。	・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発(部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換。
持続化補助金	・宿泊・飲食業等を行う旅館にて、外国版Webサイトや営業ツールを作成。	・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
IT導入費用	・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。	・医師や患者の間での、予約管理、診療、決済業務を全て非対面で行えるような「予約管理ツール」、「オンライン決済ツール」の導入。

中小企業等事業再構築促進事業

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援。(要件)

- 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
- 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

	補助額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円～6,000万円	2/3
中小企業(卒業枠)	6,000万円～1億円	2/3

補助経費の例

小売業	店舗縮小にかかる店舗改修の費用、新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築費用など
製造業	事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育研修費用
飲食業	店舗縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用

詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/>



確定申告について税務署からのご案内 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

1. 確定申告会場等のご案内

確定申告会場開設日は令和3年2月16日(火)です。

	確定申告会場	開設期間
福井税務署	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎8階	2月16日(火)~3月15日(月) (土・日曜日・祝日を除く) 受付時間9時~16時 ※混雑の状況により16時より前であっても受付を終了する場合があります。 ※福井税務署会場のみ2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
敦賀税務署	敦賀市鉄輪町1丁目7番3号 敦賀駅前合同庁舎4階	
武生税務署	越前市中央1丁目6番12号 武生税務署1階	
小浜税務署	小浜市一番町4番17号 小浜税務署1階	
大野税務署	大野市城町7番28号 大野税務署1階	
三国税務署	坂井市三国町中央1丁目2番2号 三国税務署1階	

◎確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」の配付方法は、

①各会場当日配付 (配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。)

②国税庁のLINE公式アカウントから事前発行ができます。

※国税庁ホームページで当日配付する「入場整理券」の配付状況を掲載していますので、ご確認ください。

◎各会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。



国税庁LINE公式
アカウント

2. スマホやパソコンで自宅から申告ができます！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告期間中は24時間いつでも利用でき、税務署に行く手間がかかりません。

STEP 2 提出方法を選択

① マイナンバーカード方式

マイナンバーカード+ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォン

② ID・パスワード方式 ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)

確定申告会場ですでにID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署までお越しください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

③ 書面 ①②をお持ちでない方

STEP 3 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 4 申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信又は印刷して郵送等で提出



申告書の作成は
こちらから！

3. 納期限と振替納税のご案内

《所得税》 申告と納税 3月15日(月) 《個人消費税》 申告と納税 3月31日(水)
振替日 4月19日(月) 振替日 4月23日(金)

【お問い合わせ先】 最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務相談会（個別相談）を開催します

令和2年分の所得税・消費税確定申告に関して、下記の日程にて商工会への派遣税理士による個別税務相談会を開催します。是非この機会にご利用下さい。

なお、**事前の予約が必要ですので、相談希望の方は、希望日時を各商工会までご連絡下さい。**

商工会名		2月開催日	3月開催日	開催時間
あわら市	本 所	17(水)、22(月)	3(水)、11(木)	9:00—16:00
	芦原支所	15(月)、19(金)、24(水)	1(月)、12(金)	
坂井市	本 所	18(木)、25(木)	5(金)、11(木)、15(月)	13:00—17:00
	春江支所	16(火)、22(月)	1(月)、8(月)、12(金)	
	丸岡支所	18(木)、25(木)	4(木)、9(火)、12(金)	
	三国支所	17(水)、25(木)	3(水)、9(火)、12(金)	
永平寺町		10(水)、16(火)、19(金)、22(月)、26(金)	2(火)、5(金)、9(火)、12(金)、15(月)	13:30—16:30
福井東	本 所	9(火)、19(金)	5(金)	10:00—16:00
	麻生津支所	4(木)、15(月)、25(木)	4(木)、11(木)	9:30—16:00
	藤岡支所	10(水)、24(水)	10(水)	10:00—16:00
	美山支所	16(火)、25(木)	4(木)	10:00—16:00
福井北	本 所	18(木)、25(木)	1(月)、10(水)、12(金)	13:30—16:30
	河合支所	17(水)、24(水)	3(水)、10(水)	
	川西支所	18(木)、24(水)	5(金)、11(木)	
福井西	本 所	15(月)、25(木)	11(木)	10:00—17:00
	越廼支所	17(水)	8(月)	
越前町	本 所	1(月)、8(月)、15(月)、18(木)、22(月)	※3月の日程につきましては直接お問い合わせ下さい。	13:30—16:30
	朝日支所	3(水)、10(水)、17(水)		
	越前支所	10(水)、24(水)		
越前市	本 所	17(水)、24(水)	10(水)、15(月)	10:00—15:00
	味真野支所	19(金)、24(水)	3(水)、12(金)	
	白山支所	18(木)、25(木)	5(金)、11(木)	
池田町		25(木)	4(木)、11(木)	13:30—16:00
南越前町	本 所	22(月)	3(水)、8(月)	9:00—15:00
	河野支所	25(木)	11(木)	10:00—14:00
わかさ東	本 所	2月16日(火)～3月15日(月)の平日(10:00～16:00)でご予約下さい。		
	美浜支所			
	上中支所			
おおい町	本 所	22(月)	2(火)、9(火)	9:00—12:00
	名田庄支所	—	3(水)、10(水)	13:00—16:00
高浜町		17(水)	5(金)	13:00—16:00

納税が困難な場合には特例猶予を受けた場合でも他の猶予制度を適用できることがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入が概ね20%以上減少する事業者に対して、所得税、法人税、消費税等ほぼすべての科目の納税を猶予する特例が創設されております。

既に特例猶予を受けた方が猶予期限までに納付が困難な場合には、税務署において所定の審査を行ったうえで、他の猶予制度を適用できる場合があります。

まずは所轄の税務署(徴収担当)へ電話で、ご相談ください。

所轄税務署を調べる



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください。

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがあります。

災害により財産に相当な損害が生じた

ご本人又はご家族が病気にかかった

事業を廃止し、又は休止した

事業に著しい損失を受けた

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で 取得できるようになりました。

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。(令和3年1月1日施行)

改正のポイント

改正前 ● **半日単位**での取得が可能
● 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない




改正後 ● **時間単位**での取得が可能
● **全ての労働者**が取得できる

- ★「時間」とは1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。
- ★法を上回る制度として「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
「中抜け」・・・就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。
既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

支給要件	※ 1 中小事業主あたり 5人まで 申請可能です ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる 介護のための有給の休暇制度 を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を 社内に周知 すること。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること。		【育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせ先】 福井県労働局雇用環境・均等部(室) TEL 0776-22-3947
対象となる労働者	①介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合 ②家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合 ③家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合		
助成額	休暇の取得日数 合計5日以上10日未満 20万円 合計10日以上 35万円		
申請期限	支給要件を満たした翌日から2カ月以内		
申請先	福井県労働局雇用環境・均等室		

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置が延長されます。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

延長について

現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置が**令和3年2月28日**まで延長されます。

【お問い合わせ先】雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00

パートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用となります！

(令和3年4月1日施行 ※大企業は令和2年4月1日施行) 福井労働局雇用環境・均等室

☆パートタイム・有期雇用労働法のポイント

◎不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間で基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

能力や経験などに応じて基本給等を支給する場合は同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合にはその相違に応じた支給が求められています。

パートタイム・有期雇用労働者を雇用している事業所におかれては、法の適用となるまでに社内制度の点検を行う必要があります。厚生労働省では、同一労働同一賃金ガイドラインに沿った「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を作成し、ホームページに掲載しています。個別具体的に会社の状況を記載して点検してみましょう。

福井労働局では特別相談窓口の方からのご相談にも対応しています。

「パートタイム・有期雇用労働者特別相談窓口」 TEL 0776-22-3947

●厚生労働省 HP の同一労働賃金特集ページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/AA10K-0000144972.html>



労務支援

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります。

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、保険給付を受けられます。

対象

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - 例1.複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - 例2.顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

【お問い合わせ先】

お近くの労働局・労働基準監督署へ

労働局・労働基準監督署を調べる



令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

法定雇用率 (民間企業)	現行 2.2%	→	令和3年3月1日以降 2.3%	※国、地方公共団体等、都道府県等の教育委員会は別の法定雇用率が定められています。
-----------------	------------	---	--------------------	--

従業員が **43.5** 人以上 **45.5** 人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

上記の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

厚生労働省では、障害者を雇い入れた場合や、そのための施設等の整備や雇用管理の措置を行った事業主に対して一定の要件に基づき助成金を支給しています。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/jigyounushi/intro-joseikin.html



福井のネクストブレイク 商品展示即売会を開催

県連合会では、県連合会推奨品として認定された県内の優れた新商品についてPR機会を増やし、販路開拓、売上拡大を図ることを目的に、12月29日～1月15日まで「福井のネクストブレイク商品展示即売会」を福福館にて開催しました。

展示即売会には、本年度認定した7商品が並び、来店者の関心を集めました。



青年部 G Suiteセミナーを開催

青年部ではG Suite (Google Workspace) を活用し、IMPULSE ネットワークにおける情報共有の構築及び事業や会議、打ち合わせ等の効率化を図るとともに、MAP 機能を活用した部員相互間の繋がり、帰属意識の構築を図ることを目的にセミナーを開催しました。

全国商工会青年部連合会会長 奥村直幸 氏を講師に迎え、デジタル化が急速に進む状況において、G Suite を活用したテレワーク、Web 会議の取り組み、会議時に資料等を同時編集できるなどのビジネスツールの活用方法をご紹介いただきました。

参加者からは、機能が豊富で便利な IT ツールで、青年部組織間だけでなく自社での利活用も検討していきたい、新しい生活様式に対応していくなかで積極的に活用していきたいなどの感想があり、今後の各事業の効率化が期待されます。



女性部 事業継続力強化計画策定セミナーを開催



女性部では、坂井、高志・福井、丹南、嶺南ブロックの4つの会場で、自然災害や感染症発生等の緊急時において、事業を継続していくための適切な行動ができるよう、事前に計画を作成しておくことで、従業員やお客様など、人への被害を最小限に抑え、早期に経済活動を再開できる体制を整えておくことを目的に事業継続力強化計画の策定セミナーを開催しました。

講師には、社会保険労務士であり、中小企業診断士でもある株式会社KYAMサポートの白崎貴之氏をお招きし、事業継続力の意味や、事業継続 (BCP) と防災の違い等を踏まえた、事業継続力強化計画の要点をご説明いただきました。

近年増えている自然災害等に対して、企業を存続させていくために事業継続力強化の取り組みは非常に重要なものであり、今回のセミナーは経済活動の面から自然災害等に真摯に向き合う機会となりました。

小売・飲食・サービス業の皆様へ

参加無料

消費応援キャンペーン「ふく割」参加店募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受けている小売業・飲食業・サービス業の事業者の方を応援するため、来店されたお客様が店頭で利用できる電子クーポン「ふく割」を発行し、県内の消費を応援します。

「ふく割」とは・・・

スマートフォンアプリ「ふく割」に県内の小売・飲食・サービス業のお店で使える電子クーポンを発行。一回のお会計で5,000円(税込)以上お買い上げの方が、1,000円の割引を受けられるサービスです。
(キャンペーン期間：2021年1月16日～2021年3月10日)

参加するお店のご利用メリット

- ①電子クーポン(5,000円〔税込〕以上お買い上げで1,000円の割引)で来客アップ
- ②参加店は特設WEBサイトにてご紹介してお客様を誘客
- ③様々なメディアでキャンペーンを強力にPR

以下の条件を満たす福井県内の小売店・飲食店・サービス業のお店が対象となります。

- (1)福井県内で小売業・飲食業・サービス業を営み、かつ店舗を有する法人および個人事業主
- (2)福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを現に掲示している法人および個人事業主
または、申し込み完了までに新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守している旨を宣言し、ステッカーを提示する法人および個人事業主
- (3)振込可能な金融機関に口座をお持ちの法人および個人事業主(ゆうちょ銀行、ネット銀行は対象外)

振込可能金融機関：福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、福井信用金庫、越前信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫

～参加店登録方法～

オンライン申請と書類提出の2つの方法からお選びください

申請書等は
下記公式ホームページから
ダウンロード可能



【郵送先】
ふくいデジタルバウチャー推進協議会
「ふく割」事務・コールセンター
〒918-8004
福井県福井市西木田2丁目8-1
福井県商工会議所ビル8F

オンライン申請または書類申請後、スターターキットが届けば簡単にスタートすることができます。
詳しくは、ふくいデジタルバウチャー推進協議会 ホームページをご覧ください。 <https://fukuwari.com>



中小企業景況調査

(令和2年10月～12月期)

対象企業数 県内13商工会地区165企業

回答企業数 165企業 (回答率100%)

●業界全体の業況

業界全体の業況については、前期（令和2年7～9月期）▲54.9、今期は▲41.7と改善した。来期（令和3年1～3月期）は▲43.6(前期差1.9ポイント)となり、わずかに悪化する見通し。

●景気動向天気図（前年同期比）

DI値	100～15.1	15～0.1	0～-15	-15.1～-40	-40.1～-100
天気図					
傾向	好転	やや好転	やや悪化	悪化	大幅に悪化

業種	売上額	仕入単価	採算	資金繰り	従業員数	業況
全体						
DI値	▲43.5	16.2	▲41.7	▲27.8	▲8.0	▲41.7
製造業						
DI値	▲42.0	17.1	▲31.6	▲18.4	▲11.1	▲36.9
建設業						
DI値	▲34.9	20.8	▲29.2	▲16.7	▲8.7	▲25.0
小売業						
DI値	▲43.1	0.0	▲49.1	▲28.0	▲6.8	▲49.1
サービス業						
DI値	▲49.0	28.8	▲48.2	▲40.0	▲6.2	▲46.2

●業種別の業況・経営上の問題点

製造業	業況：今期は大幅に改善し、来期は悪化の見通し
経営上の問題点	第1位：需要の停滞 第2位：製品ニーズの変化への対応 第3位：その他
建設業	業況：今期はわずかに改善し、来期は悪化の見通し
経営上の問題点	第1位：官公需要の停滞 第2位：民間需要の停滞 第3位：従業員の確保難
小売業	業況：今期は横ばいとなり、来期も横ばいとなる見通し
経営上の問題点	第1位：需要の停滞 第2位：大型店・中型店の進出による競争の激化 第3位：その他
サービス業	業況：今期は改善し、来期もやや改善の見通し
経営上の問題点	第1位：需要の停滞 第2位：利用者ニーズの変化への対応 第3位：店舗施設の狭隘・老衰化

※ DI値（ディフュージョン・インデックス、景気動向指数）

増加（上昇・好転）企業の割合から減少（低下・悪化）企業の割合を差し引いた値を示すもの。仕入れ単価はプラスになるほど悪化となります。

会員情報（経営動向）調査

(令和2年12月末)

県内各商工会では、全経営指導員が各地域の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り、対策を講じることを目標として、年4回「会員情報（経営動向）」調査を実施しております。その中から抜粋して一部をご紹介します。

コロナウイルスに関する影響について

- ・材料入荷や調達の遅れなどは落ち着きつつあるが、観光業、飲食店等では各種支援策の影響で、増減が激しく安定しない状況。ネット通販など非接触型の販売方法の模索など、積極的な展開を試みる事業所が増加してきている。（坂井地区）
- ・Go To トラベル中止により、ほぼ全ての宿泊予約がキャンセルとなり、多くの民宿・旅館が休業中となっている。（丹南地区）

管内商工業の今後の見通し

- ・工業製品については、元請けが生産調整を行っているため、下請けに該当する管内事業者も同様に生産調整を行っている。元請けの回復次第で今後の回復時期に変化が生じる。商業に関しては回復傾向が見られる。（高志・福井地区）
- ・飲食、卸小売業の回復は新型コロナウイルスの懸念が払拭されるまで見込めない状況で廃業を視野に入れている事業所も出ている。（嶺南地区）

資金需要（運転、設備投資、借入期間）の動向、資金繰りの状況

- ・コロナ禍による業況悪化に対応する為の資金需要は一服した感が見られ、今冬はそれまでに比べ、資金需要及びマル経利用申出が落ち着いているように感じる。（高志・福井地区）
- ・運転資金を確保したい事業所が多く、県の制度融資で対応しているケースが多い。マル経融資の相談は少ない。（丹南地区）

雇用の状況について

- ・企業により事情は異なるが、繊維・機械等の関連企業で前年からの受注残が無くなり、雇用調整助成金を活用する企業が増えている。今後の受注見込みも少なく、休業する企業は増える可能性が有る。（坂井地区）
- ・営業時間の短縮や営業日の減らしている事業者があり、雇用調整助成金の活用等により雇用を維持している事業者は多い。（嶺南地区）

商工会UC法人カード

商工会会員様限定 年会費永年無料 ETCカードも無料
個人事業主の方もお申込みいただけます！



- ① 「仮払い」「立替払い」不要で業務効率化！
- ② プライベートとの区別で経費を明確化！
- ③ 永久不滅ポイントが貯まる！

詳細・お申込みは...

www2.uccard.co.jp/houjin/sci



お問い合わせはお近くの商工会まで

令和3年度高齢者活躍企業コンテスト～募集のお知らせ～

厚生労働省および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者がこれまでのキャリアで培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため企業等が行った創意工夫の事例を広く募集する「令和3年度高齢者活躍企業コンテスト」を実施します。優秀事例については表彰を行います。多数のご応募をお待ち申し上げております。

【応募締切】 令和3年3月31日（水）当日消印有効

下記 URL から応募用紙を入手していただきご記入の上、**問合せ・応募先**までご提出ください。

<https://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html>

問合せ・応募先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部

高齢・障害者業務課 浜口・谷川・水間 TEL 0778-23-1021 FAX 0778-23-1013



福井県内の特定最低賃金のお知らせ

特定最低賃金	時間額
百貨店、総合スーパー	840円(令和2年12月24日改正)
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830円(同額の福井県最低賃金830円が適用)
繊維機械、金属加工機械製造業	874円
電気機械器具製造業（略称）	857円

※これ以外の業種は、福井県最低賃金830円が適用されます。

【お問い合わせ先】 福井労働局労働基準部 賃金室 TEL 0776-22-2691

福井県商工会連合会 Facebook開設しました



いいね！
お待ちしております！

facebook. はじめました！

商工会の事業活動、セミナー・講習会のご案内、補助金・助成金のご案内等、会員のみなさまのお役に立つ情報を発信していきますので、是非ご覧ください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は

ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



Be a Great Small.
中小機構

その他情報

会員事業所紹介 研ヤ ヨシ研 地域の担い手！



研ヤ ヨシ研
〒916-0255 丹生郡越前町江波 25-35
TEL : 090-8267-9486
URL : <https://r.goope.jp/yosiken>

丹生郡越前町にある研ヤ ヨシ研は、多種にわたる包丁・ハサミの研ぎ直しと、門松製作を行う業者です。今回は代表の向当義雄さんにお話を伺いました。

地域の為に

御年81歳で再起業を決意した向当さんは大工として75歳で勇退する45年間、5名の従業員と共にあわら温泉の旅館の建設に携わるなど、福井の建設業を支えてきました。

勇退された後、「地域のために何かできることはないか。何か人助けはできないか。」と



考え、今まで大工として培ってきた経験を活かし、昨年、刃物研ぎの事業をスタートしました。最初は大工用具の刃物研ぎと少し勝手が違い苦労したそうです。そこで刃物を研ぐにはどのような道具が望ましいのか等、研究を重ね、今ではコピー用紙を抵抗なく切れるまで磨き上げる技術を身に付けられました。その技術は、切れ味がなくなった包丁をまるで名刀のような抜群の切れ味に生まれ変わります。

商工会のサポート

再スタートを切るにあたってITを活用した経営を行うため商工会の門を叩きました。そこで、商工会が行っている専門家派遣制度や指導員の巡回指導を通じHPの開設やITを活用した非対面での営業の実現に挑戦されています。

培った技術

様々な企業努力の末、現在では多い時には月50本以上の包丁を研ぐなど、順調に売上を伸ばしています。刃物研ぎの他に、知人の門松作りを継承して、門松のカット加工も始められ、取材時の12月には約20本程の注文に対応されていました。



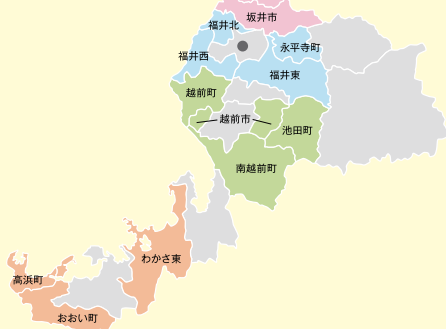
また、加工～販売～配達～処分の一連を全て請われ、特に購入者の負担となる処分までを代行することで競合他社との差別化を図っています。

学ぶ姿勢

「興味を持ち、習うことが大切。」とおっしゃる向当さんは、現在、商工会が行っている伴走型小規模事業者支援推進事業において、経営分析と経営計画を策定し、町が行う「起業・創業促進支援事業奨励金」への申請を予定しています。「将来はご家族に事業を承継できれば。」と語る向当さんは、今後も年齢にとらわれず、様々なことに挑戦され地域に活力を与える原動力になっています。



ご相談はお気軽にお近くの商工会へ



坂井地区

あわら市商工会 ☎ 0776(73)0248
坂井市商工会 ☎ 0776(66)3324

高志・福井地区

永平寺町商工会 ☎ 0776(61)0456
福井東商工会 ☎ 0776(41)0206
福井北商工会 ☎ 0776(56)1610
福井西商工会 ☎ 0776(98)5555

丹南地区

越前町商工会 ☎ 0778(36)0800
越前市商工会 ☎ 0778(43)0877
池田町商工会 ☎ 0778(44)6342
南越前町商工会 ☎ 0778(47)2174

嶺南地区

わかさ東商工会 ☎ 0770(45)0222
おおい町商工会 ☎ 0770(77)0135
高浜町商工会 ☎ 0770(72)0226

福井県商工会連合会 ☎ 0776(23)3624